

財務諸表監査における監査人の役割と責任： 監査役等との連携を題材として¹⁾

篠藤 涼子

1. はじめに

金融商品取引法が規制対象とするほとんどの株式会社では、会社法の規定により経営者の職務執行を監査の主題とする監査役等が設定されていることから（会社法第381条）、重要な虚偽表示の原因となる不正は、監査役等の監査主題である²⁾。他方、財務諸表監査は、経済的及び時間的制限により監査人が監査手法を精査から試査へと移行させるとともに、監査の主題を財務諸表という会計情報に限定することで確立した。このため、監査人は、企業内で生じた経済的事象を会計数値として抽象化された財務諸表に監査の主題を限定し、経済的事象に関与した経営者の行為の誠実性といった側面は捨象される。ところが、監査基準において財務諸表監査の目的が明示されて以来、財務諸表監査の担い手である監査人の役割について「1991年改訂監査基準、あるいは、遅くとも2002年改訂監査基準においては、「重要な虚偽表示を看過してはならない」ということは明確に規定されているのである。したがって、何を第一義とするにしても、不正（重要な虚偽表示）の発見は、もはや現在の監査における監査人の役割であるといわざるをえないのである」（町田祥弘、2013、pp.

60-61.）。「伝統的な財務諸表監査の枠組は維持しながら、これまで以上に不正摘発に関して監査人がより強力にコミットしていくという姿勢は、平成14年の監査基準の改正でも打ち出された」（伊豫田隆俊・他、2013、p.53）。そして、監査人による「財務諸表監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の検出を目的にしている（略）重要な虚偽表示は経営者の会計判断上のミスや会計手続上のミスによっても起こり、ここにいう言明不正（故意による不実記載）だけに起因するものではない。しかし、財務諸表監査は、突き詰めれば、経営者による「故意による重要な虚偽表示」という意味での不正（言明不正）の検出を主たる目的としている、といて何ら指し支えない」（鳥羽至英・他、2015、p.71.）とする。ただし「監査人に要求されているのは、不正が存在することによって財務諸表にもたらされる影響の蓋然性（重要な虚偽表示リスク）を考慮した監査意見の形成であり、不正そのものの発見・指摘ではない」（蟹江章、2013、p.70.）とする見解もある。重要な虚偽表示の原因となる不正の発見を財務諸表監査における監査人の役割に含めるか否かについては、様々な見解があるが、監査基準において、財務諸表監査の目的³⁾が明示されて以来、重要

1) 本稿は、公認会計士または監査法人による財務諸表の監査証明を要求されている上場会社（金融商品取引法193条の2）で、資本金として計上した額が5億円以上または負債として計上した額の合計額が200億円以上の株式会社（会社法2条5～6号、会社法328条、327条5項）かつ、監査役等設置の株式会社に限定して論じる（会社法439条2項1号）。

2) 監査の主題とは、監査の依頼人から監査人の結論が求められている監査の対象を言う。鳥羽至英（2009）p.4.

な虚偽表示の原因となる不正の可能性について積極的に取り組むべきとする趨勢にあることが伺える。

加えて、不正による有価証券報告書の虚偽記載等の不適切な事例においては、結果として財務諸表監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘を受けて、監査基準が一部改訂されるとともに、監査における不正リスク対応基準が新設された。いずれも監査人に、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合や経営者の関与が疑われる不正を発見した場合も含めて、平時から監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図ることを義務づけており⁴⁾、財務諸表監査における監査人の不正対応への役割変化を伺わせている。

監査人は、不正を原因として財務諸表監査に失敗するたびに、利用者からその発見役割を期待されてきた。しかし、役割の拡大は責任の拡大にも繋がる。従来、守秘義務や監査人を相手取った訴訟も少なかったことから、監査調書等、監査の具体的内容が外部に公表されることは無く、監査人に求められる役割との関係から責任の所在を議論する実務上の意義は少なかった。しかし近年は、監査の失敗に起因して、監査人の役割との関わりから責任範囲の明確化が重要になってきている。そこで、監査人の役割規定であり責任規定でもある、金融商品取引法における財務諸表監査を想定して規定されている監査基準の本文において、会社法における監査役等との連携が初めて明示されたことを踏まえ、本稿は、金融商品取引法の枠組における監査人の役割と責任範囲について監査役等との連携を題材として検討する。

従来、監査役等との連携研究は、会社法の主たる監査主体である監査役等の観点からなされてきた。会社法では、監査人（会社法においては、会計監査人と呼称）を設置する株式会社は、監査役等を設置する必要があり、監査人と監査役等との連携が必然的に求められる。他方、金融商品取引法では監査役等という機関は規定されていない。その為、監査基準の本文において、重要な虚偽表示の原因となる不正リスクへの対応との関係から、初めて義務づけられた監査役等との連携意義を検討することで、金融商品取引法が定める不正への監査人の役割が鮮明に裏付けられると考える。取締役等の職務執行を監査の主題とする監査役と、財務諸表を主題とする監査人が、重要な虚偽表示の原因となる経営者不正発見についてどのような責任を担うのか、本稿ではまず、財務諸表監査を規定する根拠法である金融商品取引法が監査人に求める役割と責任に関わる規定や解釈を検討する。

2. 金融商品取引法と財務諸表監査

2.1 金融商品取引法における財務諸表監査の枠組み

金融商品取引法は「企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする」（第1条）。金融商品取引法の

3) 「財務諸表監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。（第一 監査の目的）」

4) 監査基準、第三 実施基準、一基本原則7。及び、不正リスク対応基準第二不正リスクに対応した監査の実施、17 監査役等との連携。

もとで開示される書類は、投資者の保護を目的として彼等にも提供されることを前提としている。そして、投資者に提供される開示書類の中でも特に重要であり、また記録的事実、会計上の慣習及び判断の総合的表現である、「貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない」（金融商品取引法第193条の2第1項）と定めている。

貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類（以下、財務諸表）は、経営者の主観的な判断に基づいて作成されることが許容されており、経営者の主観や恣意性によって歪められる可能性がある。金融商品取引法は、財務諸表の信頼性を一定水準に保つことを目的として、有価証券の発行会社が自らの財務諸表の信頼性を投資者に対して証明させるために、自らの選択のもとで監査証明サービスを購入するよう求めている⁵⁾。

金融商品取引法及びその委任を受けて定められている内閣府令には、監査人の身分的・経済的保障について、直接的な規律は設けておらず、金融商品取引法上は、監査契約にも契約自由の原則が妥当するという発想に基づいているような規律となっている⁶⁾。つまり、金融商品取引法は、監査証明によってその信頼性が保証された財務諸表の提供を求めるのみで、監査報酬やサービス提供者の選任等監査契約については一切規定しておらず、有価証券の発行会社と、監査証明サービスを提供する監査人との間の自由選択に委ねている。

2.2 金融商品取引法における監査人

監査証明の実施者である公認会計士は、金融商品取引法での企業内容開示制度における財務諸表監査の担い手として、公認会計士法のもとで誕生した。「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする」（公認会計士法第2条第1項、法律第103号）職業専門家であり、「公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じて報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない」（公認会計士法、第47条の2）との規定から、財務書類の監査又は証明の業務独占権を有している。

公認会計士法は、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」（第1条）として、きわめて公共性の高い業務を公認会計士又は監査法人（本稿、監査人）の職能に定めている⁷⁾。このため、「公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明する場合には、いかなる範囲について証明をするかを明示しなければならない」（公認会計士法第25条第1項）として、監査人にその責任範囲について明示することを求めている。また公認会計士法は、日本会計士協会への強制加入を規定することで⁸⁾、全ての監査人に、日本公認会計士協会会則や倫理規則に従い、財務諸表監査を実施する時はもちろん常に関係法令及び職業的専門家としての監査基準等の遵守を義務づけている。

5) 日本では、外部監査を企業が契約する理由として、法律で強制されていることを根拠とするものが多い、吉見宏（1993）や盛田良久・百合野正博（1998）に詳しい。その為か、監査がサービスである以上、その評価指標としての対価である監査報酬の価格水準は、アメリカに比して、相対的に低い水準を保っている。

6) 弥永真生（2015b）p.3.

7) 羽藤秀雄（2004）に詳しい。

8) 強制加入との明示規定は無いが、1966年改正公認会計士法第46条の2「公認会計士及び監査法人は、当然、協会の会員となり」を根拠とする。また、この改正で、日本公認会計士協会が特殊法人化された。

監査基準は、金融商品取引法における財務諸表監査を実施するにあたって従うべき基準として誕生し、行政組織の諮問機関である企業会計審議会によって公表されている。そして、1991年改訂監査基準の前文において、企業会計審議会は日本公認会計士協会に対して、自主規制機関として公正な監査慣行を踏まえ、遵守すべき指針を示す役割を規定した。このため、財務諸表等の監査証明を実施する監査人は⁹⁾、企業会計審議会が公表する監査基準と、日本公認会計士協会が公表する監査基準委員会報告書等に従うこととなる¹⁰⁾。つまり、監査人は、その職務のおよぶ範囲を明らかにするとともに、その職務の遂行を監査の基準に従って履行する責任を負っている。

2.3 金融商品取引法における財務諸表監査と監査基準

企業会計審議会は、2002年、改訂監査基準の前文二三において「改訂基準における監査の目的が示す枠組及びこれらから引き出されたそれぞれの基準は、証券取引法（現在は、金融商品取引法、筆者挿入）に基づく監査のみならず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（現在は、会社法、筆者挿入）に基づく監査など、財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め、公認会計士監査の全てに共通するものである」とした。ただし、「企業会計審議会は、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、又は建議する」（金融庁組織令、平成10年12月15日政令第392号、24条2項）とあり、

企業会計審議会が「監査基準」を公表しただけでは法的拘束力は生じないと法律論では解釈される¹¹⁾。

そのため金融商品取引法に基づく監査は、監査証明府令によって「監査基準」等の規範性を次のように定められている。金融商品取引法では、監査証明は「内閣府令で定める基準及び手続によって、これを行わなければならない」（金融商品取引法193条の2第5項）とあり、この手続は「監査を実施した公認会計士または監査法人が作成する監査報告書によって行われる」（監査証明府令3条1項）。監査報告書には「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成」（監査証明府令3条2項）される旨があり、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準とは「金融庁組織令第24号第1項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準」（監査証明府令3条3項）となっている。

つまり基準の適用順序は任意ではなく、企業会計審議会の公表した監査基準が一連の監査に関する基準体系のなかで最も強い規範性を有するとともに、法的拘束力を有する。そして、監査役等との連携義務は、監査基準の本則に「監査人は、監査の段階において監査役等と協議する等、適切な連携を図らなければならない」と、非常に上位の水準で規定されるとともに（伊豫田隆俊・他、2013、p. 61）、主として、金融商品取引法に基づく監査に適用される。このことから、改訂監査基準及び不正リスク対応基準の新設は、金融商品取引法における監査人の不正対応への役割の拡大を伺わせる。

9) 金融商品取引法193条の2第5項。

10) 平成22（2010）年、企業会計審議会より「監査基準の改正について」の「前文二1」。なお、監査実務指針には、日本公認会計士協会が公表する監査に関する研究報告や研究資料、及び一般的に認められている実務慣行が参考になることがある。これらは、監査実務指針の適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示し、実務上の参考として示すものであることから、監査実務指針を構成するものではない（平成26（2014）年3月、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告の体系及び用語」）。

11) 弥永真生（2015b）p.5.

財務諸表監査を強制する根拠法である金融商品取引法は、財務諸表監査の主題について「財務計算に関する書類」とし、公認会計士法でも「財務書類」とし、いずれも財務の書類（財務諸表）を明示しており、制定以来変わるところはない。そのため、監査人の役割は、不正が存在することによって財務諸表にもたらされる重要な虚偽表示の可能性を考慮したうえで財務諸表について監査証明を発行することであり、不正そのものの発見ではないと解される。このことは、金融商品取引法が、監査人への責任規定として、不実記載によって生じた損害のみにその賠償する責任を課していることから伺える。

しかし、財務諸表監査の主題である財務諸表について「会計監査として取り扱われる会計情報（財務諸表、筆者挿入）には、業務や経営に関する情報が包含され、また、業務や経営の手法や方針が前提となるため、これらの範囲は密接不可分となる傾向にある」（羽藤秀雄、2004、p.43）との見解や、「会計を会計に関わる処理業務として捉え、これを対象とする財務諸表監査には必然的に経営者行為も含まれるとする」（江村稔、1963、p.5、pp.24-26.）等の見解がある。むろん、「不正の検出を主たる監査目的とするかどうかの議論は、社会通念上の不正概念を用いて漠然と行うのではなく、このように（経営者による「故意による重要な虚偽表示」という意味での不正（言明不正：故意に言明を歪めて作成し提出すること）の検出、筆者挿入）内容の特定された不正概念を用いて厳密に行う必要

がある」（鳥羽至英・他、2015、p.71）と重要な虚偽表示となる行為に限定しているものの、行為が財務諸表監査の主題に含まれるものであり、これを発見する役割は監査人にあるとする見解である。

これらの見解を踏まえて、従来の財務諸表監査の枠組みを変えるものではないとしたうえで、行為を監査主題とする監査役等との連携を義務づけた改訂監査基準及び不正リスク対応基準との関係から、監査人に求められる経営者不正発見への役割と責任の関係を検討することが有益であると考えられる。

3. 監査人と監査役等の連携

不正リスク対応基準を監査基準というレベルで設定したことについて、企業会計審議会監査部会部会長の脇田良一は、「一部には不正摘発型の監査を指向される声も強く出ておりました。（略）そこで、不正摘発目的の監査ではないということを繰り返し述べることを心がけたつもりです」（伊豫田隆俊・他、2013、p.51）として、従来の金融商品取引法における財務諸表監査の枠組みを変えるものではないとしている¹²⁾。

3.1 従来の連携

監査人と監査役等の連携については、会社法上における監査人の設置規定との関係で多くの議論がなされている。昭和49年の商法改正に伴い、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（現在は、会社法が規

12) 脇田良一がここで言う、財務諸表監査の枠組みとは、2002年の改訂監査基準を振り返りながら、次のように述べている。長文になるが、ここに引用する。「財務諸表の虚偽の表示は、経営者による会計方針の選択や適用などの際の判断の誤りのみならず事務的な誤謬によってもたらされるのが、重要な虚偽の表示の多くは、財務諸表の利用者を欺くために不正な報告（いわゆる粉飾）をすること、あるいは、資産の流用などの行為を隠蔽するために意図的に虚偽の記録や改竄等を行うことに起因すると考えられる。そこで、監査人はこのような不正等に特段の注意を払うとともに、監査の過程において不正等が発見した場合は、……その財務諸表への影響について評価することを求めることとした。」と重ねて念押しした。（略）従って、巧みに偽装された「財務諸表に虚偽表示を招くような重大な会計上の誤謬や不正の発見」は困難を伴うので、責任負担意識から防御的になるが、公認会計士監査（財務諸表監査）には無縁であるかのような姿勢をとることは、厳に慎まなければならない。世間から公認会計士監査の存在意義が問われ、世間の誤解を招くだけである。また、財務諸表監査は、「企業に発生する多様な不正の摘発自体に目的を特化した監査業務」とは、業務を支持する思考基盤を全く異にすることにも、十分に留意してほしい」（脇田良一、2012、p.108）。

定)が制定され、大会社に会計監査人監査(金融商品取引法において誕生した監査人による財務諸表監査)が導入された。会社法では、すべての株式会社に会計監査人を設置する選択肢が与えられている¹³⁾。

会社法上、会計監査人設置会社は、監査役等をおくことが義務となっていることから、監査人と監査役等の連携は必然とされる。監査人と監査役等との連携に係る議論として、監査人と監査役等のどちらが財務諸表を主題とする監査機能を担っているのか、監査役等が会社機関であることや報告義務規定等から、法学研究者の松岡和男(1979)は、会社法における会計監査人に限定した上で、「監査役制度のほうが中心であり、会計監査人制度はそこに付随せしめられているものなのである¹⁴⁾」(p.106)、その理由として「根本的には「会社の機関」としての監査役において統一される存在とみるべきは当然の要請であろう。したがって具体的にいうと、それは監査役補助者である」(p.106)とする。ただし、現行は、会計監査人も機関として位置づけられている(神田秀樹、2015、p.61)。弥永真生(2015a)は、「会社法(平成17年制定前は商法特例法)は、会計監査人の独立性を担保する担い手として監査役などを想定し、かつ、会計監査人設置会社においては、第1次的に

は会計監査人が会計監査を行い、その方法及び結果の相当性について監査役などが意見を表明するという建付けを採用してきた」(p.46)と述べている。この相当性監査は、監査役の会計監査¹⁵⁾と会計監査人の会計監査¹⁶⁾が重複しない監査であることを意味するためのものであり¹⁷⁾通説となっていた¹⁸⁾。しかし、監査論研究者である友杉芳正(2010)は「この問題は、極端な言い方をすれば、非職業専門家が職業専門家の相当性を監査するのは、ノン・プロフェッショナルがプロフェッショナルを評価することになり、その理論の妥当性である。実態論は別として、筋論として、論理が逆転しており、職業的専門家が非職業的専門家の相当性を監査するのが、正当なはずである」(p.327)とする¹⁹⁾。

近年の判示²⁰⁾では、会社法における監査役等について「監査役の会計監査権限が失われるものではなく、監査役は一定の監査手続き等を実施すべき」(弥永真生、2015a、p.48)ことが問われたことから「監査役等が会計監査人の監査の結果に一応信頼をおいても任務怠慢がないとされるためには、監査役等から会計監査人への情報の提供等が必要となると考えられる」(弥永真生、2015a、p.48)としている²¹⁾。つまり、現行では監査役等と監査人の財務諸表を主題とする監査は相当

13) 日本の法定監査制度の枠組みは、会社法および金融商品取引法からなっている。大会社では、昭和49年の商法特例法制(2条)以来、監査役監査と公認会計士による会計監査人監査が計算書類の監査実施者となる。また大会社であり、かつ上場会社の場合は、これに加えて、金融商品取引法によって財務諸表監査が強制されており、複雑な法体系となっている。ただし、実務において、会社法における会計監査人監査と、金商法における財務諸表監査は、同じ監査人によって実施されており、実質一元化されている。補足すれば、監査役会の設置は、平成5年からである。

14) 上記の結論は、アメリカにおける取締役と公認会計士の関係の考察から、「上述の責任範囲の限定を行っているが、ニューヨーク州における取締役(監査委員であっても)は監査機能を担っていない」ことを根拠としているが、アメリカの議論を日本にそのまま当てはめることには注意が必要であると考えられる。アメリカの監査委員は、純粋な監督機関であり、彼等が自ら監査機能を担うことはない。Refer to Teed, Dan Graham (2010).

15) 本稿では監査役等による財務諸表の監査。

16) 本稿では監査人による財務諸表監査。本稿では、財務諸表監査を、金融商品取引法における監査人による財務諸表監査に限定し、監査役等による会計監査も含めるときは、財務諸表の監査として区別している。

17) 会社計算規則127条2号。友杉芳正(2010) p.326。

18) 東京地判平成25.10.15(平成21年(ワ)第24606号、及び、東京地判平成21.5.21.判時2047号に依拠して述べられている。弥永真生(2015b) p.168。

19) 他、脇田良一(1994)は、「監査役という会計監査の「素人」が公認会計士や監査法人という「専門家」の意見の当否を審査するという体制自体は無謀としかいいようがない(p.18)」と述べている。

20) 名古屋高判平成26.2.13金判1444号30ページに依拠して述べている。

性監査では無く、重複説を採用しており²²⁾ 監査役等と監査人は、財務諸表を主題とする監査に対して別個に責任を有していると解される²³⁾。

先行研究を渉猟した限り数少ない金融商品取引法の枠組みから当時の監査人と監査役等の連携について、監査論研究者の山浦久司(1980)は、「監査役と会計監査人は各々別個に機能するもの」(p.29)であり、監査役と監査人の関係について「監査役は日頃会社の内部情報に接し、かつ業務監査を遂行する関係で入手する情報に照らして会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認め(略)るとき以外は会計監査人が自己の注意義務をつくして監査を行ったと判断し、その監査結果を信頼しても責任を問われることはないのである」(p.29)とする。そして、高田正淳(1981)は、「会計士による会計監査には限界があり、これを補完するために監査役監査が必要である(略)監査役と会計士が監査において、それぞれの存在理由をもち、相互に補完し合う立場にあることが望ましい(略)会計士監査自体にも多くの限界がある。その主題である会計資料・証憑や帳簿では、十分に指摘できない取引の隠蔽や会計以前の不正行為がある可能性であり、会計の真実性ないし事実との一致について十分な保証ができない」(p.117)また、「事実を認定・解釈する段階で、事実関係を十分に知り把握すること

もますます必要となるが、事実に関連する意図、意思決定の行為や、その影響等の業務の内容の適否を検討することは、会計監査の関与できない領域である」(p.118)と述べている。すなわち、監査役等と連携しても、監査人は財務諸表を主題とする監査に特化すると解し、高田正淳は、監査人の役割として不正等の行為を含めることに限界があるからこそ、監査役等との連携をすることに意義が見いだされるとしている。

3.2 改訂監査基準及び不正リスク対応基準における連携

改訂監査基準及び不正リスク対応基準における連携意義について、町田祥弘(2015a)は「監査の有効性・効率性を高めるという外部監査人(監査人、筆者挿入)にとつての監査戦略上の意味と、監査役にとつては、自らの会計監査に関する監督機能及び自らの業務監査を通じて果たすことが期待されているガバナンス機能を発揮する為に貴重な情報源として外部監査人を利用する意味として捉えるのである。(略)巧妙に隠蔽された不正や、それだけでなくも企業内において大きな裁量を持つ経営者に対峙したときに、経営者不正への対応を期待される外部監査人にとつても、ガバナンスに責任を有する者としての監査役等にとつても、互いに連携することが必要であるとの認識に至った」(p.79)としている。

21) これは、会社法の枠組みにおいては会計監査人が会社機関としての実質的に位置づけられたことに起因すると考えられる。

22) 岡田陽介(2015)は、会社法397条に定める監査役(会)に対する会計監査人の報告義務、ならびに監査役(会)の会計監査人に対する報告請求権から、重複説となったと解釈している(p.51)。

23) もちろん、会社法の主たる監査主体である監査役等のもとで、会社の機関として監査を実施する時の監査人に対する役割・責任は、金商品取引法における、発行会社(経営者たる取締役会)から委任(準委任)を受けて外部から会社の監査を行う監査人では、その役割と責任も同等ではない。ただし、監査人が実際行う監査手続や監査意見の形成には、平時の監査においては制度の趣旨の相違を意識するほどの大きな差異はなく、実務においては「監査の対象となる開示書類は異なるものの、監査人が同一ということもあり、実際行われる監査手続や監査意見の形式において、制度の趣旨の相違を意識するほどの大きな差異はない(吉田慶太「吉見宏「会社法監査と金商法監査の並立：の実務の観点からのコメント」町田祥弘・松本祥尚(2012)『会計士監査制度の再構築』中央経済社』p.215)として、形式二元・実質一元で運用されている。それでも、「金融商品取引法のもとで公認会計士による財務諸表監査の枠組みと、会社法のもとでの会計監査人による計算書類監査の枠組みは完全には符号しない、(略)財務諸表と計算書類をそれぞれ監査の主題としていても、その監査を生み出す社会的な背景や関係によって、財務諸表監査と計算書類監査の枠組は決して同じにはならない」(鳥羽至英、2009、p.134)。

つまり監査役等と連携することによって監査人と監査役等によるそれぞれの監査の有効性が増すことを示唆するとともに、監査人の不正対応については、期待があるにとどめている。伊豫田隆俊は、不正リスク対応基準では「従来にも増して不正の端緒に相当するような事象を早期の段階で発見するという、言い換えれば、早い段階でそうした事象に対して警戒態勢をとることができるかどうかにかかっているという気がします」（伊豫田隆俊・他、2013、p.53）と述べている。続けて「不正への対応も市場の番人としての監査人の重要な仕事のひとつであることは間違いのないわけで、単に情報の監査だけで十分というものではなく、行為に対する監査についても、これまで以上に自ら積極的に関与していくという姿勢がもためられてくると思います」（p.63）と述べており、監査人が財務諸表監査を実施する上で、重要な虚偽表示の原因となる不正発見の役割を積極的に認識している。

公認会計士・監査審査会事務局公認会計士監査審査官の野村昭文（2014）²⁴⁾は、「重要な虚偽表示の原因となる不正に関しては、財務諸表作成者である経営者に責任があるところであり、経営者による組織ぐるみの不正や循環取引などの第三者と通謀した不正のように、不正によっては、会計監査のみによって発見することが困難なケースもあると考えられます。（略）新設された不正リスク対応基準においては、会計監査が、監査役等の企業における監視・監督を担う機能と連携して対応することが有効である」（p.83）と述べている。また監査役による監査と監査人による監査はそれぞれ独立した立場から行われるものであることから、それぞれの監査で得た情報など監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行うことにより、双方の監査の有効性や効率性が高まるとしている（野村昭

文、2014、p.83）。また、企業会計審議会監査部会部会長をつとめた脇田良一は、監査基準委員会報告書260があったが、この不正リスク対応基準との関わりから求められる連携について「より積極的に今後監査役さんといういろいろとお願いしつつ、監査を進めていく。そういうことを求めるという強調を、この規定の水準を実務指針だけではなくて、監査基準の本則にのせた意味合いだとも思うのです」（伊豫田隆俊・他、2013、p.62）としている。つまり、監査人が不正等の行為を財務諸表監査の主題に含めることには限界はあるが、不正等の行為の兆候を発見した場合や、経営者と対峙したときに、監査人から積極的に監査役等と連携することを強調したものと解される。

金融商品取引法上では、監査役等との連携義務規定がなく、会社法では、監査役等との連携規定はあるが、監査役等の監査人への情報提供は義務規定では無いことから、監査役等から監査人への情報提供はほとんどなされていないとのアンケートによる実態調査結果がある。これらを踏まえて、改訂監査基準と新設不正リスク対応基準は、監査人主導によって積極的に監査役等に情報提供を働きかけることを強調したことに意義があると考えられる²⁵⁾。

3.3 金融商品取引法における監査人と監査役等の関わり

金融商品取引法における経営者の関与が疑われる不正事例に遭遇したときの監査人への役割規定は、金融商品取引法193条の3第1項との関わりから検討できる。金融商品取引法193条の3第1項は、監査人が、監査証明を行うに当たって、「法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」を「発見

24) 執筆時。また前金融庁総務企画局企業開示課であった。

25) 監査役等と監査人の間の報告義務規定については、藤原俊雄（2008）・（2012）や岡野陽介（2013）・（2015）に詳しい。アンケート結果の評価は、日本公認会計士協会東海会・日本監査役協会中部支部（2007）に基づく。

したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その発行者に書面で通知しなければならない」と定めている。また発行者が監査役設置会社である場合には、その通知の相手方は原則として監査役とされている（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令7条）。

また監査人は、通知から一定期間経過後も、なお法令違反等事実が上場会社等の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、当該上場会社等が適切な措置をとらないと認める場合であって、当該重大な影響を防止する為に必要があると認める時は、あらかじめ規制監督当局への申出をする旨を当該上場会社等に書面で通知した上で、規制監督当局に対して、当該法令違反等事実に関する意見について書面申出が義務づけられている（金融商品取引法193条の3第2項、監査証明府令8条）。

金融商品取引法における経営者が関与する不正な財務報告への責任対象範囲は、「法令違反等事実」が「財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」であり、かつ、それらを「監査証明を行うに当たって」発見された場合の範囲に限定される。そして、監査人の責任は、それらに任務怠慢があつて初めて、損害賠償責任を負う可能性がある（金融商品取引法21条・22条・24条の4）。つまり、監査人は、財務諸表監査を行う過程で知り得た事実については、監査役等に報告することで、その責任をまっとうすることになり、積極的に経営者による不正を発見する姿勢を求めているとは解しがたい。

法令違反等事実又は不正の行為等と監査人の関わりについて町田行人（2012）にもあるように、「会計監査の専門家である監査人が

不正会計の兆候を発見し、それを社内事情に精通した非業務執行役員として企業統治の一翼を担う監査役等に伝えて、これを受けた監査役等が自らの職責を十全に果たし、自律的な是正措置をとることができるようにするための両者の連帯体制を確立させ、それぞれの役割・機能を適切に果たすことによって、不正会計を防止することにあると考えられる」（p.12）。改訂監査基準及び不正リスク対応基準においても、監査役等との連携義務化は、まさに、財務諸表監査を実施する過程で、監査人が重要な虚偽記載の原因となる不正の兆候を発見した場合は、積極的に知り得たあらゆる兆候を監査役等へ報告をすることを強調することに意義がある。しかしながら、不正リスク対応基準を監査基準というレベルで設定されたことで、監査人には責任の拡大を意味するものとなっている。

4. 監査人の役割と責任

不正リスク対応基準及び監査基準の改訂の2つの大きな前提として、これまでの財務諸表監査の枠組みを固守すること、及び、従来の枠組みのもとで監査を行いつつも、不正の兆候だとか端緒らしいものを見つけたときには、監査のモードを替え、不正の存在を視野にいった追加的な手続を実施することがあげられている²⁶⁾。監査基準の本則に規定されたことで、弁護士の遠藤元一（2013）は、「不正リスク対応基準が監査基準の特別基準であり、監査人が財務諸表監査を行うときに必ず準拠しなければならない金商法上の規範」（p.33）であることから「監査人の民事責任という観点では、不正リスクとの関係での監査手続「見える化」した「プロセス」であり、裁判所は、証拠の入手の段階から証拠を評価する段階までの全域にわたる監査判断が当該「プロセス」に合致しているか否かを

26) 伊豫田隆俊（2013）による「モードの切り替え」（p.53）という用語について議論もあるが、本稿では取り扱わない。

トレースし、合致していない場合は善管注意義務違反と判断することが可能となるという意味で、法的には重要な意義を有すると思われる」(p.35)としている。

4.1 監査人の責任

金融商品取引法では監査証明を行う財務諸表が、公衆の閲覧に供されることが制度上予定されており、監査に失敗した場合、多数の投資者に莫大な損害が生じる可能性があるため、監査人が賠償を負う相手方の範囲は、有価証券の取得者に限定されている。一方で、公共性の高い職務を反映して、損害賠償額に上限額はもうけない厳しい規定となっている²⁷⁾。

監査人には守秘義務がある為、その業務内容を一般投資者が直接知ることは無いが、ひとたび監査に失敗すると法の下で責任が問われることになる。金融商品取引法は、法律上要求している監査証明に関して、監査証明に関わる書類について、重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないためにも必要な重要な事実の記載が欠けているときは、監査証明において記載が虚偽であり又は欠けているものについて、虚偽でなくまたは欠けていないものとして証明した監査人に対して損害賠償責任を課している。監査人は、虚偽記載を知らずに有価証券を取得した投資者に対して、不実記載によって生じた損害を賠償する責任を負う(金融商品取引法21条1項3号、22条、24条の4、24条の4の6、24条の5第5項、24条の4の7第4項)。この責任は、故意、過失が無ければ免責されるとともに、拳証責任は監査人に転嫁されている(金融商品取引法21条2項2号、22条の2項、24条の4)。故意とは意図的な行為を意味しており、故意を原因として責任が追求されるのは当然

である。しかし、過失は、時間的経済的制限のもとで実施される財務諸表監査において、不正の兆候を捉えたがそのままに放置された場合や、時間的制限のもと注意を怠った時にも問われると考えられ、過失の有無の判断基準の明確化は重要となる。

法学研究者の黒沼悦郎(2012)は、「損害賠償とは、監査人と被監査会社と監査契約を締結しており、監査人は、契約上の債務を履行する義務を負い、義務違反について過失があるときは被監査会社に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負う(民法415条)。監査契約上の債務は、売買契約における目的物の引渡のように不履行の事実と過失の有無とを截然と分かつことができるもの(与える債務とか、結果債務という)ではなく、注意を尽くして財務諸表等が会社の財政状態や経営成績を適正に表示しているか否かについて一定の保証をあたえることである(なす債務とか、手段債務という)。最近の民法学説では、「なす債務」における過失とは、注意を欠いた状態といった人の主観の状態をさすのではなく、一定のなすべきことをしなかったことを意味すると解されているため、「なす債務」において、注意義務の違反と過失とはその内容が重なり合うことになる」(p.92)と述べている。つまり、監査人が、注意義務を果たしたことと過失があるか否かの根拠が法の下では同等と解釈されている。

4.2 過失責任と善管注意義務

判示においては、監査手続の観点から注意義務を果たしたか否かについて判断していることが伺える²⁸⁾。「監査に関する職業的専門家として一般的に要求される程度の注意義務をもって通常実施すべき監査手続等を実施したにもかかわらず虚偽記載等が存在した場合には、監査人には過失がないとしている」

27) 以下の記述は、瀧博(2012)「法廷監査人の民事責任の限定」町田祥弘・松本祥尚『会計士監査制度の再構築』中央経済社、p.145に基づく。

28) 以下の記述は黒沼悦郎(2012)に依拠している。

(判例時報1951号129頁、大阪地裁2006年3月20日判決、山一証券の有価証券報告書虚偽記載事件)。つまり、過失の有無は監査人が監査基準に従って監査を行ったか否かによって決まる。ただし、訴訟例は、対象判例が問われている時代の監査実務を反映する内容であり、現行の監査基準とは時間差がある。

最近の見解として、金融商品取引法の行政組織である金融庁は、「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」監査等の状況において、過失の程度に係る懲戒の程度は「重大な監査手続違反などにより重大な過失があるとみとめられる場合加重」や監査手続にしめる虚偽・不当の証明の割合について「当該手続以外は監査基準等に準拠し、適切に監査が行われていたと認められる場合軽減」としている。このような点から、明示は無いものの、「監査基準」にしたがった監査手続の実施が、過失責任の所在の判断基礎となっていると考える²⁹⁾。

監査人の役割規定であり責任規定でもある、金融商品取引法における財務諸表監査を想定して定められている監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則である（岩田巖、1954、p.157）。そのため、固定的ではなく、時代の経済的社会的要請によって変化する。しかし、役割の拡大は責任の拡大へとつながり、明確な責任限定を明示しないままでの役割の拡大は過度な責任を負うことになるため、財務諸表監査における監査人の役割との関係から責任範囲の明確化が重要となる。

5. 財務諸表監査における監査人の役割と責任——結びにかえて

財務諸表監査が制定されて以来金融商品取引法は、監査人に財務諸表を主題とする監査の枠組みに限定した役割と責任を求めている。そして、重要な虚偽表示の原因となる不正について監査人は、財務諸表監査を実施する過程で知り得た場合のみ、監査役等に報告する役割と責任を課していると解される。

経営者の不正等を財務諸表監査の主題に含めることの限界には、Mautz and Sharaf (1961)³⁰⁾の監査の第2公準にもある、財務諸表監査の実施には、「監査人と経営者の間には利害の衝突の必然性はない」という前提がある。これは、監査人が、経営者の作成した財務諸表を出発点として監査手続を開始するものであり、経営者の不正等を財務諸表監査の主題とした場合、利害が対立する（信頼をしていない）経営者の作成した財務諸表を監査の出発点とすることには理論的にも矛盾が生じるからである。ただし、財務諸表監査は、市場における信頼性の担保という役割期待の下に成立する制度である以上、潜在的利用者も含めた利用者の期待に答えようとする監査人の立場を反映する。そのため、監査人の役割は固定的ではなく、時代の経済的社会的要請によって変化する。そして、役割が加えられる機会を与えるきっかけは、まさに監査を利用する者が監査人に求めるあらたな期待であり、監査人の受容可能な役割のみが監査基準のもと明文化される。

監査の枠組みは、監査人に利用者が期待する役割によって変わるものであり、少なくとも固定的なものであると理解してはならない³¹⁾。しかし、役割の拡大は責任の拡大へとつながり、明確な責任限定を明示しないま

29) 金融庁「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」平成20年6月23日（<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140314-1/03.pdf>）小宮山賢（2015）pp.16-26.

30) 彼等の定義は、A Statement of Basic Auditing Conceptsによって提唱された監査概念の定義を介して、監査基準に引き継がれている。

31) 監査人の役割についての記述は鳥羽至英（2009）pp.31-32.を参照。

までの役割の拡大は過度な責任を負うことになる。特に、明文化された監査基準は過失責任の判断基準となる。そのため、不正リスク対応基準は監査基準の本則に規定することで、監査人の不正等の行為を発見した場合の監査役等との連携する義務を課し、監査人が可能な範囲での重要な虚偽表示の原因となる経営者不正への対処する役割とそこでの責任を監査役等に報告することに限定したと考える。

(麗澤大学助教)

附記：本稿は、2014年度廣池学園の重点研究助成による研究成果の一部である。

引用・参考文献

- American Accounting Association (1973) "A Statement of Basic Auditing Concepts", American Accounting Association.
- Mautz, R. K. and Sharaf, H. A. (1961) "The Philosophy of Auditing", American Accounting Association, Monograph No.6.
- Teed, Dan Graham (2010) "The Changing Role and Responsibilities of Audit Committees in the United States", ProQuest LLC.
- 伊豫田隆俊 (2013) 「日本監査研究学会 第36回西日本本部レポート 統一論題 監査人間の連携と職業的懐疑心：不正リスク対応基準の設定を巡って（平成25年7月13日開催）」『会計・監査ジャーナル』第25巻第10号、pp.121-123.
- 伊豫田隆俊・後藤潤・関根愛子・宮本照雄・脇田良一 (2013) 「不正リスク対応基準（案）をめぐって」『企業会計』第65巻第4号、pp.50-72.
- 岩田巖 (1954) 『會計士監査』森山書店。
- 遠藤元一 (2013) 「善管注意義務違反の認定が容易に？ 監査人の民事責任への影響」『旬刊経理情報』第1354巻、pp.32-35.
- 大橋博行 (2010) 「監査役立場から見た、金融商品取引法及び会社法下の監査の役割と課題」『現代監査』第20巻、pp.54-61.
- 岡田陽介 (2013) 「監査役と会計監査人の連携に関する一断面（1）会社法397条に関する若干の考察」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科偏』第34巻、pp.1-16.
- 岡田陽介 (2015) 「監査役と会計監査人の連携に関する一断面（2・完）会社法397条に関する若干の考察」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科偏』第38巻、pp.41-63.
- 荻野昭一 (2013) 「監査人による法令違反事実に係る通知申出制度の法的意義」『経済学研究』第62巻第2号、pp.15-40.
- 片木晴彦 (1999) 「監査役制度の行方（一）」『民商法雑紙』第120巻第2号、pp.234-262.
- 蟹江章 (2013) 「財務諸表監査における不正対応」『企業会計』第65巻第1号、pp.67-73.
- 神田秀樹 (2015) 『会社法入門 新版』（岩波新書）岩波書店。
- 岸田雅雄 (2007) 「会社法上の監査と金融商品取引法上の監査」『広島法科大学院論集』第3巻、pp.23-48.
- 川北博 (1971) 「民事責任に関する問題点」『企業会計』第23巻6号、pp.43-47.
- 黒沼悦郎 (2012) 「会計監査における監査人の義務と責任（監査は不正を見抜けるか?）」『Aoyama accounting review = 青山アカウンティング・レビュー』第2巻、pp.91-98.
- 公益社団法人日本監査役協会・日本公認会計士協会 (2013) 「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」『月刊監査役』第620巻、pp.98-120.
- 小宮山賢 (2015) 「監査基準の重要ポイントを見落とさないために」『企業会計』第67巻第6号、pp.16-26.
- 柴原啓司 (2014) 「監査役と監査人との連携、監査人または業務執行社員の交替における引継ぎの品質管理について」『現代監査』第24巻、pp.60-71.
- 住田清芽 (2014) 「日本監査役協会・日本公認会計士協会が公表「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正の概要」『経理情報』第1368巻、pp.28-31.
- 高田正淳 (1981) 「監査役監査と会計士監査の関係—商法改正試案・要綱案に関連して—」『企業会計』第33巻第1号、pp.113-120.
- 田中敬二 (2011) 「企業不祥事をめぐる監査役・公認会計士または監査法人との連携」『監査研究』第37巻第4号、pp.31-38.
- 田中良三 (1993) 「証券取引法監査と商法監査」『商学討究（小樽商科大学）』第43巻第3・4号、pp.5-43.
- 佃弘一郎 (2014) 「不正リスクへの対応における、監査チーム内の連携とグループ監査等での監査人の連携：不正リスク対応基準の設定を巡って」『現代監査』第24巻、pp.50-59.
- 鳥羽至英 (2009) 『財務諸表監査 理論と制度 基礎篇』国元書房。
- 鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳 (2015) 『財務諸表監査』国元書房。
- 友杉芳正 (2010) 「会社連携監査の課題と展望」『會計』第177巻第3号、pp.322-333.
- 日本監査役協会 (2013) 「役員等の構成の変化などに関する第13回インターネット・アンケート集計結果（委員会設置会社版）」pp.1-43.
- 日本監査役協会・日本公認会計士協会 (2013) 「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について『月刊監査役』第620巻、pp.99-109.
- 日本公認会計士協会東海会・日本監査役協会中部支部 (2007) 「監査役等と会計監査人との連携に関するア

財務諸表監査における監査人の役割と責任

- ンケート結果について』『月刊監査役』第529巻、pp.120-151.
- 野村昭文(2014)「第2回 監査役が知っておくべき金商法の基礎講座 監査役等と会計監査人との連携について』『月刊監査役』第622巻、pp.77-87.
- 羽藤秀雄(2004)「改正公認会計士法——日本の公認会計士監査制度」同文館出版。
- 藤原俊雄(2008)「会計監査人監査の体制—特に監査役との職務の連携にかかわって」『民事法情報』第256巻、pp.10-17.
- 藤原俊雄(2012)「監査役と会計監査人の連携」『明治大学法科大学論集』第11巻、pp.59-81.
- 町田祥弘(2013)「不正リスクに対応した監査の実施手続」『企業会計』第65巻第3号、pp.56-64.
- 町田祥弘(2015a)「外部監査人と監査役等の連携の新たな可能性——外部監査人による監査報告書の改革の動向を踏まえて(後編)」『月刊監査役』第637巻、pp.13-23.
- 町田祥弘(2015b)「外部監査人と監査役等の連携の新たな可能性——外部監査人による監査報告書の改革の動向を踏まえて(前編)」『月刊監査役』第635巻、pp.73-83.
- 町田祥弘・松本祥尚(2012)『会計士監査制度の再構築』中央経済社。
- 町田行人(2012)「法令違反等事実又は不正の行為等が発覚した場合の監査役等の対応について」『月刊監査役』第603巻、pp.4-12.
- 松井隆幸(2012)「三様監査の要は、監査役(監査は不正を見抜けるか?)」『青山アカウンティング・レビュー』第2巻、pp.22-30.
- 松岡和男・會田義雄(1979)「会計監査人の監査と監査役との監査の関係」『企業会計』第31巻第11号、pp.105-110.
- 松本祥尚(2013)「監査人間の連携(不正リスク対応監査基準(案)の実務ポイント)」『企業会計』第65巻第3号、pp.359-366.
- 盛田良久・百合野正博(1998)「公認会計士監査に対する社会的期待と実証分析」『JICPAジャーナル』第10巻、pp.88-97.
- 弥永真生(2009a)「金融商品の下での監査役と監査人の連携」『月刊監査役』第550巻、pp.54-61.
- 弥永真生(2009b)「公認会計士の要点解説—監査役と会計監査人の更なる連携強化の視点から」『月刊監査役』第563巻、pp.20-30.
- 弥永真生(2014)「監査役と責任の拡大と監査役監査基準」『月刊監査役』第630巻、pp.36-51.
- 弥永真生(2015a)「今後の監査役と監査人の連携の在り方」『月刊監査役』第640巻、pp.47-55.
- 弥永真生(2015b)『会計監査人監査論』同文館出版。
- 山浦久司(1980)「会計監査人監査—商法監査制度における位置付け」『産業経理』第40巻第2号、pp.28-36.
- 山添清昭(2013)「監査人と監査役等との連携について」『企業会計』第65巻第6号、pp.74-81.
- 山村忠平(1980)「会計監査人の職務—取締役・監査役・内部監査との関係」『産業経理』第40巻第2号、pp.13-20.
- 吉見宏(1993)「我が国におけるエクスペーション・ギャップ問題の現状」『JICPAジャーナル』第459巻、pp.61-67.
- 脇田良一(1997)「我が国監査実践の歩みにおける会計監査人の役割と責任」『會計』第151巻第1号、pp.46-57.
- 脇田良一(2012)「監査人の役割の明示(監査は不正をみぬけるか?)」『青山アカウンティング・レビュー』第2巻、pp.107-109.

Summary

Auditor' Role and Liability in the Financial Statement Audit:
The Viewpoint from the Relationship with Audit & Supervisory Board Members

Ryoko Shinoto

This paper examines the correlativity of the role and liability of auditors under the Financial Instruments and Exchange Act, establishing the relationship between the Auditor & Supervisory Board Members. It is a theoretical study based on law and norm interpretation. Under Company Law, Audit & Supervisory Board Members assume the role of detecting fraud. In spite of this, auditors have always been expected to do so. However, certain limitations do not allow them to carry out this function.

The most recently amended Audit Standards are explicit in their contents with regard to the cooperation between auditors and Audit & Supervisory Board Members to deal with the risk of fraud. The audit standards regulate role and liabilities of the auditor. This amendment presumes no change in the financial statement audit framework, but might imply a certain expansion in the role and liabilities of the auditor.

(受付 平成27年 7 月30日)
(校了 平成27年10月27日)